

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 のとおり行う予定であるので、同条第 2 項の規定により、公告する。

令和 7 年 7 月 23 日

山口地方法務局 登記官 渡 邊 徹 志 郎

記

- 1 手続番号
第 2 5 0 0 - 2 0 2 5 - 0 0 1 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
山口市朝倉町 5 2 5 番
- 3 地 目
溜池
- 4 地 積
4 2 2 8 m²
- 5 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がない
(令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ)